

## 一般社団法人千葉県産業資源循環協会青年部会会則

### (名称及び事務局)

第1条 この会は、一般社団法人千葉県産業資源循環協会青年部会（以下「部会」という。）と称し、事務局は、一般社団法人千葉県産業資源循環協会（以下「協会」という。）の事務局内に置く。

### (目的)

第2条 部会は、協会の次代を担う若いリーダーが、親睦融和と相互理解を深め、人格形成に努め、産業廃棄物の適正処理及び再資源化に関する知識と技術の向上を図り、経営の合理化、近代化及び高度化に関する知識を深めることにより、協会の発展と産業廃棄物処理業の振興に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 部会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 産業廃棄物の適正処理及び再資源化に関する情報収集と技術の開発及び調査研究
- (2) 協会が実施する事業への参画
- (3) 協会の振興のために必要な建議、陳情又は提言
- (4) 研修会、講習会又は見学会の実施
- (5) 福利厚生等の事業及び他団体との交流
- (6) 行政との懇談会の開催
- (7) その他必要な事業

### (部会員)

第4条 部会は、次の各号の何れにも該当する者で、この会の目的に賛同して、入会した者（以下「部会員」という。）で構成する。

- (1) 協会の正会員又は賛助会員に所属する、満年齢50歳以下の者
  - (2) 正会員又は賛助会員の取締役等の経営幹部、事業後継者又は正会員又は賛助会員が推薦する幹部職員
- 2 前項にかかわらず、部会員である者が、満年齢50歳を超えた場合で、その者が希望するときは、部会員に留まることができる。

### (資格の喪失)

第5条 部会員が次の各号のいずれかに該当するときは、部会員の資格を喪失

する。

- (1) 所属する企業が協会を退会し、又は会員資格を喪失したとき
- (2) 会費を1年以上滞納し、かつ催告に応じないとき

(脱会)

第6条 部会員は、30日前までに書面に理由を付して、部会に提出することにより、脱会することができる。

(総会)

第7条 総会は、すべての部会員で構成する。

2 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業報告及び収支決算報告の承認
- (3) 会則の変更
- (4) 役員を選出
- (5) その他部会の運営に関する重要な事項

(開催及び運営)

第8条 総会は、定例総会と臨時総会とする。

2 定例総会は、毎年4月に開催し、臨時総会は、部会長が必要と認めたときに開催する。

3 総会は、部会長が招集する。

4 総会は、部会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

5 やむを得ない理由のため出席できない部会員は、他の部会員を代理人として表決を委任し、またあらかじめ議案として通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において、前項の規定の適用については出席したものとみなす。

6 総会の議長は、部会長がこれにあたる。

7 総会の議決は、出席した部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(例会)

第9条 部会は、毎年度、すべての部会員を対象とする研修会、講演会、見学会等を実施するよう努めるものとする。

(役員)

第10条 部会に、次の役員を置く。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 4名以内

(3) 常任幹事 6名以内

(4) 監事 2名

2 部会長は、部会を統括し、代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長不在のときはその職務を代理する。

4 常任幹事は、部会長の定めるところにより、総務、会計及び業務を分担するものとする。

5 監事は、部会の事業の執行及び会計を監査する。

6 役員任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

7 前項までに定めるほか、部会に顧問及び相談役を置くことができる。

(選任)

第11条 部会長及び副部会長は、役員(監事を除く。)の互選により選出する。

(役員会)

第12条 役員会は、部会長、副部会長及び常任幹事をもって構成し、部会の運営に関する事項及び総会に提案する事項について、協議し、決定する。

2 監事は、役員会に出席して、意見を述べることができる。

(専門委員会)

第13条 部会の運営上必要と認めるときは、役員会の議を経て、専門委員会を置くことができる。

(事業年度)

第14条 部会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資産)

第15条 部会の資産は、会費及び協会からの助成金並びに寄付金その他の収入をもって充てる。

2 会費の額及び徴収の方法は、総会において決定する。

(経費)

第16条 部会の経費は、資産をもって支弁する。

(委任)

第17条 この会則の施行に関し、必要な事項は役員会の承認を受けて、部長が定める。

附 則

- 1 この会則は、平成7年4月26日から施行する。
- 2 本部会設立当初の総会は、設立総会をもってこれに代えるものとする。
- 3 本部会設立当初の事業年度は第12条の規定にかかわらず、平成8年3月31日に終わるものとする。
- 1 この改正会則は、平成19年4月19日から施行する。
- 1 この改正会則は、平成22年1月23日から施行する。

附 則(平成25年4月26日)

- 1 この会則は、平成25年4月26日から適用する。
- 2 改正前の会則により行った部会の行為等は、従前の例による。

附 則(平成30年4月13日)

- 1 この会則は、平成30年4月13日から適用する。